

第23回香川県新型コロナウイルス対策本部会議

次 第

日 時：令和2年7月31日（金）15時00分～

場 所：県庁12階大会議室

議 題

1. 県の新型コロナウイルス感染症対策の現況について
2. 新たな流行シナリオを踏まえた香川県の患者推計等について
3. 感染警戒期における対策（8月1日以降）について
4. その他

太字、下線部分が主な変更点

香川県の新型コロナウイルス感染症対策の現況・概要(7月30日現在)

I 県内での発生状況等について

○現在の感染者数：累計46人

[7月30日(木)現在]

3月17日(火)	1例目の発生
3月30日(月)	2例目の発生
4月8日(水)	3例目の発生
4月10日(金)	4例目の発生
4月12日(日)	5例目～8例目の発生
4月13日(月)	9例目～19例目の発生
4月14日(火)	20例目の発生
4月15日(水)	21例目の発生
4月16日(木)	22例目の発生
4月17日(金)	23、24例目の発生
4月18日(土)	25例目の発生
4月19日(日)	26例目の発生
4月20日(月)	27、28例目の発生
7月10日(金)	29例目の発生
7月13日(月)	30例目の発生
7月14日(火)	31例目の発生
7月15日(水)	32例目の発生
7月16日(木)	33～42例目の発生
7月17日(金)	43例目の発生
7月18日(土)	44例目の発生
7月22日(水)	45例目の発生
7月28日(火)	46例目の発生

○PCR検査等結果

[7月30日(木)現在]

	PCR検査等陽性者			PCR検査等 実施人数
	現在も入院等	退院者	死亡者	
46	4	42	0	4,635

○相談件数

[7月30日(木)現在]

一般相談件数							「帰国者・接触者 相談センター」 受診相談件数
県民	医療 機関	行政 機関	企業	観光 旅館	その他	計	
10,679	728	455	956	83	437	13,338	13,360
(1,579)	(31)	(17)	(117)	(13)	(46)	(1,803)	(3,905)

※注 ()の数字は、香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンターの相談件数で内数

Ⅱ 県内経済等への影響について

(別添1のとおり)

Ⅲ 対策本部等の設置・開催状況について

○新型コロナウイルス対策本部会議等の設置・開催

- 2月10日 新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議設置・第1回会議開催
- 2月21日 第2回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議
- 2月25日 第3回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議
- 2月27日 新型コロナウイルス対策本部設置・第1回会議開催
- 3月6日 第4回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議
- 3月11日 第2回新型コロナウイルス対策本部会議
- 3月17日 第3回新型コロナウイルス対策本部会議
- 3月23日 第4回新型コロナウイルス対策本部会議
- 3月26日 新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく「県対策本部」として開催(以降同じ)
第5回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月8日 第6回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月12日 第7回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月13日 第8回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月17日 第9回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月20日 第10回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月22日 第11回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月27日 第12回新型コロナウイルス対策本部会議
- 5月5日 第13回新型コロナウイルス対策本部会議
- 5月11日 第14回新型コロナウイルス対策本部会議
- 5月15日 第15回新型コロナウイルス対策本部会議
- 5月26日 第16回新型コロナウイルス対策本部会議
- 6月1日 第17回新型コロナウイルス対策本部会議・第1回経済・雇用対策本部会議
- 6月15日 第18回新型コロナウイルス対策本部会議・第2回経済・雇用対策本部会議
- 6月22日 第19回新型コロナウイルス対策本部会議・第3回経済・雇用対策本部会議
- 7月10日 第20回新型コロナウイルス対策本部会議
- 7月15日 第21回新型コロナウイルス対策本部会議
- 7月17日 第22回新型コロナウイルス対策本部会議

○香川県警察新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 (3/2～)

警察本部

県警関係各課での情報共有と対策を検討するため、これまで4回開催

○新型コロナウイルス対策検証ワーキングチーム・新型コロナウイルスにかかる経済・雇用対策ワーキングチームの設置 (6/1～)

新型コロナウイルス対策本部会議、経済・雇用対策本部会議の下部組織として対応の検証、今後備えた体制構築、経済の回復に向けた検討

IV 医療提供体制、検査体制等の整備

(1) 検査体制

- ウイルス検査体制の確保 健康福祉部・環境森林部
 - ・香川県環境保健研究センターに新型コロナウイルス検査の実施体制整備(1/29～)
PCR検査を1日2回に集約。96検体/日(3/5～)
PCR検査機器を東部家畜保健衛生所から移設して配置、これにより144検体/日の検査が可能に(5/1～)
新たに1台の新規PCR検査機器を香川県環境保健研究センターに設置(東部家畜保健衛生所のPCR検査機器は返却)(5/26)
 - ・受付体制強化のため事務職員6名を追加配置(4/14)、検査体制強化のため技術職員2名を追加配置(4/20)、技術職員3名を兼務発令し、常時2名を追加配置(4/27)、これにより受付職員6名、検査員12名、検査補助員12名で強化体制が整う。
 - ・人員体制(受付及び検査)を強化体制から通常体制(時差出勤)に変更(5/27)
- PCR検査費用を公費負担 健康福祉部
- 地域外来・検査センターの運用開始
 - ・丸亀市地域外来・PCR検査センター(5/7～)、高松市PCR検査センター(5/14～)、大川地区地域外来・検査センター(5/18～)
- 民間の検査機関によるPCR検査の開始
 - ・民間の検査機関にPCR検査機器1台が整備されPCR検査が可能に(5/25～)、2台目が整備され、これにより96検体/日の検査が可能に(6/18～)
 - ・民間検査機関(一般財団法人阪大微生物研究会)とPCR検査契約の締結(予定)
- 妊婦に対するPCR検査の実施(7/30～順次開始)

(2) 医療提供体制

- 感染症指定医療機関 24床に加え、感染症指定医療機関等の感染症病床以外の病床を139床確保 健康福祉部
- 帰国者・接触者外来の設置(2/7～)、現在、15カ所 健康福祉部
- 県立病院での受入れ態勢の整備・充実 病院局
 - ・新型コロナウイルス感染症患者等への対応マニュアル作成等体制の整備、医療機材の整備・充実、マスク等診療材料の確保、院内感染防止の徹底、術前患者等に対する抗原・PCR検査の導入
- 新型コロナウイルス感染症患者に係る入院医療費を公費負担 健康福祉部
- 香川県新型コロナウイルス感染症患者搬送調整本部の設置(4/20) 健康福祉部
 - ・新型コロナウイルス感染症に係る意見交換会を開催
 - ・患者搬送コーディネーター会議を開催
- 宿泊療養施設の確保
 - ・高松市内に1カ所、101床を確保(4/22～)、運用開始(7/17～) 健康福祉部
 - ・宿泊療養施設で対応する県職員等に対する教育支援を自衛隊に要請(4/20) 危機管理総局

(3) 相談体制

- 一般相談及び帰国者・接触者相談センターの設置 健康福祉部
 - ・県内の各保健所において新型コロナウイルス感染症の受診相談（24 時間体制）や一般相談に対応（1/29～5/17）
 - ・県内の各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置（2/3～）
- 新型コロナウイルス健康相談コールセンターの開設（5/18～） 健康福祉部
 - ・県内の各保健所で受け付けていた新型コロナウイルス感染症の受診相談や一般相談をコールセンターに一元化。高松市と共同で設置し、土日祝日を含む 24 時間態勢で相談受付（5/18 8 時～受付開始）

(4) 衛生用品の確保等

<医療機関等>

健康福祉部・総務部

- 国の省庁が保有していたマスク約 4 万枚を、医療機関に配布（3/17）
- 国が一括購入したマスクを、県内医療機関に配布 累計 1,683,200 枚（7/30 現在）
- 県が購入した長袖ガウン代替品（4,020 着）、フェイスガード（1,150 個）を感染症指定医療機関、帰国者・接触者外来等へ配布（7/27 現在）
- 国から配分された N95 マスクを感染症指定医療機関等へ 累計 26,000 枚、アイソレーションガウンを感染症指定医療機関等へ 累計 289,500 着、フェイスシールドを感染症指定医療機関等へ 累計 98,400 枚、非滅菌手袋を感染症指定医療機関等へ 累計 372,000 枚、配布（7/27 現在）
- 企業から寄付された防護服（20,000 着）、N95 マスク（11,750 枚）を感染症指定医療機関・帰国者・接触者外来等へ配布（7/27 現在）
- 桃園市から寄附されたハンドジェル（60ml×1000 本）を県立病院等へ配布（6/26） 総務部

<消防関係機関>

- 企業から寄付された防護服（1,200 着）を消防関係機関へ配布（7/28 現在）

<宿泊療養施設>

- 県で購入した長袖ガウン代替品（2,040 着）を宿泊療養施設へ配備（5/13）

<社会福祉施設等>

健康福祉部

- 高齢者施設等へのマスク、消毒薬等の配布（3/24～）
 - ・県が、県内業者から購入する布製マスク（17,795 枚）をマスクの在庫が切迫している高齢者施設・障害者施設（1,001 か所）に優先的に配布
 - ・県内企業から寄付された布製マスク 100 枚を障害者施設（2 か所）に配布、手指消毒用エタノール（1L：18 本、500ml：40 本）を高齢者施設団体（2 団体）に配布
 - ・県が購入した手指消毒用エタノールを県内高齢者施設・事業所に配布（345 施設、1,420 ㇿ）、医療的ケア児等の家庭に配付（250ml：27 ㇿ、800ml：90 ㇿ）
- 県内企業から寄付された不織布マスク 5,000 枚を児童養護施設等に配布、不織布マスク 5,000 枚を里親、ファミリーホーム等に配布、不織布マスク 10,000 枚を保育所、認定こども園等に配布、不織布マスク 298,000 枚を高齢者施設、障害者施設に配布、不織布マスク 50,000 枚を地域子育て支援拠点、児童福祉施設、老人ホーム等に配布
- 国が一括購入したマスク 176,000 枚を高齢者施設、児童施設、生活困窮者施設に配布

<幼稚園>

総務部・教育委員会

○幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策の保健衛生用品購入を補助

<産婦（出産された方）>

○県が県内業者から購入した不織布マスク（24,000枚）を3枚1組とし、8,000組を分娩を取り扱っている医療機関（18か所）等を通じて配布

<たすけあいマスクバンク>

健康福祉部

○企業や団体等から寄付された不織布マスクを、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化しやすい、基礎疾患のある方のいる世帯などで、希望する世帯に配布する「たすけあいマスクバンク」を開設（5/25～）

・寄付約36万枚　・配布約1万件（約20万枚）

IV. 県からの要請等について

(1) 県民の皆様、事業者の皆様への要請

- 香川県知事から県民の皆様へのメッセージを发出 (4/7)
- 繁華街における警ら活動、一般的な警察活動を通じた声掛け、パトカー等を利用した住民への不要不急の外出自粛呼びかけの実施 (4/13～5/14)
- 学校休業に伴うカラオケ、ゲームセンター等への見回り・声かけによる注意喚起 (4/13～4/24)

<新型コロナウイルス感染拡大「香川県緊急事態」宣言> (4/14)

- 新型コロナウイルス感染拡大「香川県緊急事態」宣言 知事から県民の皆様へお願い (4/14)

<政府対策本部が「緊急事態宣言」対象区域を全国に拡大> (4/16)

- 全都道府県が特措法に基づく緊急事態宣言の対象地域となったことから、緊急事態措置として大型連休における外出自粛を要請 (4/17)
- 特措法に基づく緊急事態措置として施設の使用の制限を要請 (4/22)
 - ・遊興施設、大学・学習塾、運動・遊技施設、劇場、集会・展示施設、商業施設等に休止を要請 (4/25～5/6) (特措法の要請に加え、床面積1,000㎡以下の施設に対しても協力を依頼)
 - ・飲食店等の食事提供施設に夜8時以降の営業の休止を要請 (4/25～5/6)
 - ・県外から多くの観光客が見込まれるうどん店に休業の協力を依頼 (5/2～5/6) (※特措法によらない県独自の協力依頼)
- 知事から県民の皆様へのメッセージ～新型コロナウイルス感染拡大防止のための香川県における緊急事態措置等について～を发出 (4/22)
- 5月4日に国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを踏まえ、改めて不要不急の外出自粛、適切な感染防止対策の実施、複数の者が参加し密集状態等が発生する恐れのある催物(イベント)の開催自粛等の協力要請等を行うとともに、再度の感染拡大の防止のための新しい生活様式の徹底を働きかけ (5/5)
- 知事から県民の皆様へのメッセージ～新型コロナウイルス感染収束に向けた香川県における緊急事態措置等について～を发出 (5/5)
- 国の緊急事態宣言の対象区域から本県が解除されたことを踏まえ、「香川県感染警戒宣言～知事から県民の皆様へのメッセージ～」を发出
県外への不要不急の外出、「三つの密の場」への外出の自粛、適切な感染防止対策の実施、再度の感染拡大の防止のための新しい生活様式の徹底を働きかけ (5/15)
- 新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針と、再感染拡大の第2波に備え、対策を強化及び緩和する際の対策期移行時の考え方を発表 (5/15)

<特措法に基づく緊急事態宣言解除> (5/25)

- 国の緊急事態解除宣言が出されたため、「緊急事態解除宣言後の「感染予防対策期」におけるご協力をお願い～知事から県民の皆様へのメッセージ～」を发出し、「感染予防対策期」に移行 (5/26)。
 - ・特定警戒都道府県との移動にかかる外出自粛について、5月末までは外出自粛の協力依頼、その後6月18日までは慎重に検討するよう協力依頼
 - ・これまでにクラスターが発生しているような施設への外出は、業種別感染拡大予防ガイドライン等の実践など一定の安全性が確保されるまでは外出自粛の協力依頼
 - ・新しい生活様式の徹底

- ・事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを依頼
- 催物（イベント等）の開催制限等を概ね3週間ごと（①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②の後の3週間程度）に評価を行いながら、段階的に緩和、事業者向けの感染防止対策にかかる掲示様式の作成・周知（6/1）
- 特定警戒都道府県との移動にかかる外出自粛、これまでにクラスターが発生しているような施設への外出は、業種別感染拡大予防ガイドライン等の実践など一定の安全性が確保されることを前提に、外出自粛の協力依頼を緩和（6/19）
- 「感染予防対策期における地域の祭り等の開催にかかる留意事項について」を発出、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を呼びかけ（6/22）
- 「感染予防対策期における対策について」を改正し、発熱等の症状がある場合は外出を控えることや、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力依頼、「催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について」を発出（7/10）
- 知事から県民の皆様への緊急メッセージ～再び県内で新規感染者が発生していることを受けて～を発出し、「準感染警戒期」での感染防止対策の徹底を協力依頼（7/15）
- 知事から県民の皆様への重ねてのお願い～7月18日から7月31日まで感染警戒期～を発出し、「感染予防対策期」から「感染警戒期」へ警戒レベルを引上げ（7/17）
 - ・感染予防対策期における対応の徹底を基本とし、特措法に基づく協力要請に引上げ
 - ・特措法に基づき不要不急の県外への移動は慎重に検討するとともに、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請 など
 - ・在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特にこの期間は集中的に協力要請 など

（2）団体等への要請

- ・県内経済団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の取組みの要請（2/28）
- ・県内の大学・高等専門学校や企業などに対し、感染拡大防止の依頼（3/31、4/1、4/10、4/15、4/21、5/7、5/18、6/2、7/15、7/20）
- ・県内の各種団体に対し、「香川県緊急事態」宣言を踏まえた感染拡大防止の要請（4/14～）
- ・県内の国の出先機関、各種団体、従業員を多く有する企業、大規模小売店舗に対し、国の緊急事態宣言対象地域拡大及び大型連休における外出自粛等の徹底の依頼（4/20～）
- ・香川県商店街振興組合連合会、大規模小売店舗をもつ企業、県内市町に対し、商店街やスーパーマーケット、公園等における感染拡大防止対策を講じるよう特措法に基づき協力要請（4/24）
- ・県内の国の出先機関、各種団体、従業員を多く有する企業、大規模小売店舗、約1,500団体に対し、感染防止対策の徹底等について協力要請（5/7～、5/15～、6/1～、7/10～、7/15～、7/17～）
- ・催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について、イベント主催者や施設管理者、合わせて14団体に対し協力依頼（7/10）
- ・県内の社会福祉施設に対し感染拡大防止の再徹底とともに施設職員が自ら行動記録を作成するよう協力依頼（4/21～）
- ・県管理港湾のビジターバース等（係留施設）の使用（遊興目的など不要不急の使用の場合）の自粛の要請（4/20～5/31）

- ・市町等に対し、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、児童発達支援の利用を控えるよう保護者に要請することを依頼(4/13、4/20、5/5、5/18)
- ・市町に対し、道の駅における感染拡大防止対策のため、駐車場等の閉鎖措置を講じるよう協力依頼(4/29～5/6)
- ・市町に対し、要介護認定における感染防止を徹底するとともに利用者が必要な介護サービスを受けられるよう協力要請(5/1)

(3) 県内市町との連携

- ・知事と県内市町長が新型コロナウイルス感染症対策について意見交換会(Web会議)を実施(4/23)
- ・知事が県内市町長と個別に新型コロナウイルス感染症対策について意見交換会を実施(6/5～6/19)
- ・知事と県内市町長が新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度の地方税財政措置等に関する国への共同要望案等について意見交換(Web会議)を実施(7/29)

(4) 全国知事会における声明等

- ・新型コロナウイルス感染症に打ち克つために！～日本と地域を守る全国知事会宣言～(4/2)
- ・打倒コロナ！危機突破宣言(4/8)
- ・ゴールデンウィーク緊急要請～みんなでいのちとふるさと・日本を守ろう～(4/23)
- ・「コロナ克服への道」共同声明(5/15)
- ・コロナを乗り越える日本再生宣言(6/4)
- ・地方創生の危機突破・加速化に向けた提言(6/18)
- ・「Go To トラベル事業」の実施に係る緊急提言(7/10)
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言(7/19)

(1) 県有施設等における対応

県有施設等所管部局

○各施設の開館・休館状況

<感染拡大防止集中対策期> (4/17~5/6) 基本的に休館

<感染拡大防止対策期> (5/7~)

- ・多数集客・観光客誘客施設は原則休館し、その他の施設は感染防止対策を講じた上で順次、開館

<感染予防対策期> (5/26~)

- ・適切な感染防止対策を講じた上で準備が整い次第、開館

<感染警戒期> (7/18~)

- ・適切な感染防止対策を講じた上で、開館

○休館以外の対応

- ・丸亀市保健福祉センター(ひまわりセンター)における、かがわ縁結び支援センターの出張窓口業務の休止 (3/18~5/31)
- ・県管理港湾施設等における啓発ポスターの掲示、消毒液の設置 (1/23~)
- ・ダムカードの配布休止 (2/29~)
- ・浄化センター施設見学会の休止 (香川県下水道公社での対応) (3/3~)
- ・マンホールカードの配布休止 (3/3~)
- ・香川県運転免許センター等における免許更新業務を休止 (4/24~5/17) するとともに、認知機能検査、高齢者講習は縮小、学科試験、技能試験等は自粛の要請 (4/24~6/30)
- ・東京・有楽町の「ふるさと回帰支援センター」移住相談窓口の対面相談を休止 (4/15~5/31)
- ・東京讃岐会館(東京さぬき倶楽部)の閉館時期を前倒し(4月末)
- ・来庁者に対し、庁舎内でのマスクの着用の徹底やエレベーター利用時の混雑回避の協力依頼を掲示 (5/7~)
- ・県東京人材Uターンコーナー(東京事務所)、県大阪人材Uターンコーナー(大阪事務所)におけるオンラインでの移住・就職相談の体制整備 (7/9~)

(2) 学校における対応等

○県立学校等の一斉休業、再開に伴う対応

教育委員会

<感染拡大防止集中対策期以前> (~4/16)

- ・県立学校 (3/2~)、市町立小中学校 (3/3~) を春休みまで臨時休業
- ・県立学校、市町立小中学校の教育活動は新年度から再開 (4/6~) したが、緊急事態宣言を受けて、再度休業 (4/13~24)

<感染拡大防止集中対策期> (4/17~5/6) <感染拡大防止対策期> (5/7~5/14)

- ・県立学校は、国の緊急事態宣言の対象地域となったことなどから臨時休業期間を延長 (4/27~5/8) し、更に国の緊急事態宣言の期間延長がされたことなどから臨時休業期間を5月31日まで延長。
- ・市町立小・中学校においても臨時休業期間を延長 (4/27~5/8) し、更に臨時休業期間を延長。5月24日まで(高松市、直島町、さぬき市、東かがわ市)、または5月31日まで(これ以外の市町)

<感染警戒期> (5/15~5/25)

- ・国の緊急事態宣言の対象区域から解除されたことなどから、県立学校は学校再開に向けた準備期間を(予定していた5月25日から)5月21日からに前倒し
- ・市町立小・中学校においても、学校再開を5月25日に前倒したり、学校の再開に備えて、数回の登校日を設け、段階的に教育活動を再開した。
- ・学校再開にあたり各学校での感染症予防対策をまとめた「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」「学校の臨時休業に関する基準」や児童生徒への注意喚起ポスターの作成、配付

<感染予防対策期> (5/26~)

- ・運動部活動の実施について、けが防止や安全確保を考慮し、段階的に実施するよう「学校再開後の運動部活動の実施および代替大会等の開催について」等を発出(6/1、6/29)
- ・文化部活動の実施について、生徒や教職員の健康・安全を最優先として、「文化部活動の実施に関する留意点」を参考に段階的に実施するよう通知(6/3)

<感染警戒期> (7/18~)

- ・警戒のレベルが「感染警戒期」に引き上げられることに伴い、再度、「学校再開時の感染症予防対策ガイドライン」の徹底等について、各県立学校及び各市町教育委員会に通知(7/17)

○私立学校における対応

総務部

- ・私立学校においても県からの協力依頼を受けて同様の休業措置を実施(3/2~)していたが、5/11以降分散登校を実施、6/1から学校再開(1校は5/25再開)

○大学等の休業、再開に伴う対応

政策部・健康福祉部・農政水産部・商工労働部

- ・県内の大学・高等専門学校などに対して感染拡大防止の依頼(4/1、4/10、4/15、4/21、5/7、5/18、6/2、7/15、7/20)

・香川大学

【学生】4/17~5/6(遠隔によるレポート作成指導やインターネット環境の整備)
5/7~6/17(遠隔による授業)

※医学部医学科2年生以上は4/15~遠隔授業開始

6/18からも原則遠隔による授業。実習等は届出により対面授業を認める

【教職員】原則特別休暇を5/7から当面の間、原則在宅勤務に変更

・四国学院大学

【学生】4/20~5/1(遠隔授業。学生に課題を送る)

5/4(祝)~5/31(Webによるオンデマンド、双方向授業)

6/1~対面授業開始。一部人数が多い講義等は遠隔による実施

【教職員】4/20~5/31 原則在宅勤務 6/1から通常勤務に戻す

・高松大学・高松短期大学

【学生】4/8~5/31 自宅学習 6/1~対面授業開始

【教職員】原則在宅勤務を5/7から通常勤務に戻す

・徳島文理大学(香川キャンパス)

【学生】4/20から6/15(パソコンによる遠隔授業) 6/16~対面授業開始

【教職員】原則在宅勤務を5/7から通常勤務に戻す

・香川短期大学

【学生】4/20~5/31(遠隔授業を中心とした自宅学習)

5/11~5/31 スマホによる遠隔授業 6/1~対面授業開始

- 【教職員】原則在宅勤務を 5/11 から通常勤務に戻す
- ・香川高等専門学校
 - 【学 生】4/13～6/25 登校禁止期間として対面授業はしない。
原則としてwebによるオンデマンド、双方向授業だが、実習など科目によってやむをえない場合登校を認める
 - ・対面授業を順次再開(専攻科 6/26、本科詫間 7/13、本科高松 7/20)
 - ・8/8～8/30 夏季休業
 - 8/31～9/30 を前期の補講、前期末試験期間とする。
 - ・10月～今年度後期授業開始。引き続き対面授業の予定
 - 【教職員】・4/24～6/4 必要最小限の出勤とし、原則在宅勤務
 - ・6/5 から可能な範囲で在宅勤務
- ・県立保健医療大学
 - 【学 生】4/7～5/10 まで自宅学習。5/11 から 5/31 まで遠隔授業
 - 6/1～対面授業開始
 - 【教職員】在宅勤務を認めていたが、5/7 から通常勤務に戻す
- ・県立農業大学校
 - 4/8～5/31 まで自宅学習 6/1～学校再開
- ・県立高等技術学校
 - 4/14 午後～5/31 まで臨時休校 ※施設内訓練の一部再開 (5/21～) 6/1～学校再開
- 幼稚園における対応 総務部・教育委員会
 - ・家庭での保育が可能な場合には登園を控えるよう、市町教育委員会等から保護者に要請することを依頼(4/13～5/31)
- 保育所・児童クラブにおける対応 健康福祉部
 - ・国の要請に沿って、保育所等は全市町で開所、放課後児童クラブについては 15 市町で長期休暇に準じた時間開所をしたが、4 月 12 日に県内保育所保育士の感染が確認され、新型コロナウイルス感染拡大が懸念されたため、家庭での保育等が可能な場合には、登園や利用を控えていただくよう登園や利用の自粛を市町に依頼 (4/13～5/31)
 - ・4/25～5/6 については、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方などのお子さんの保育を確保しつつ、保育の提供の縮小又は臨時休業することを検討するよう市町に要請

(3) 県主催イベント等の自粛

- 県主催イベント等の開催自粛基準の策定(2/28～)
 - <感染拡大防止集中対策期以前>
 - ・近距離での対面や人が密集する状況で、長時間過ごす場合のほか、参加者数が多い場合や不特定多数の参加者がある場合など、参加者の追跡が困難な場合、高齢者や基礎疾患を有する方や障害者、子どもなどが多数集まる場合には、関係者と協議の上、原則として中止又は延期
 - ・イベント・行事を実施する場合は適切な感染防止対策を講じることとし、対策ができない場合は中止又は延期
 - <感染拡大防止集中対策期> (4/16～5/6)
 - ・原則中止・延期

<感染拡大防止対策期> (5/7~5/14)

- ・全国的大規模イベントは開催自粛
- ・50人程度未満の少人数のイベント等は、県外からの参加者を極力減らし、三密を徹底的に避けるとともに、感染対策を講じた上で開催感染防止対策を講じた上で、開催することも可

<感染警戒期> (5/15~5/25)

- ・全国的大規模イベントは開催自粛
- ・一定人数(屋内:100人以下かつ収容定員の半分以下 屋外:200人以下かつ人と人との距離を十分確保)以下のイベントは適切な感染防止対策を講じた上で、順次開催

<感染予防対策期> (5/26~)、<感染警戒期> (7/18~)

- ・概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的な規模要件(人数上限)の緩和を検討。
- ・5月末までは、一定人数(屋内:100人以下かつ収容定員の半分以下 屋外:200人以下かつ人と人との距離を十分確保)以下のイベント等を開催する場合は、県外からの参加者を極力減らし、適切な感染防止策を講じることを協力依頼
- ・6月1日以後の催物(イベント等)の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提にして、段階的に規模要件(人数上限)を緩和

○県有施設のキャンセルに伴う使用料・利用料の還付

総務部・施設所管部局

<対象期間 2/20~5/31>

- ・19 県有施設の利用をキャンセルする場合について、キャンセル料は不要とし、既納の使用料・利用料金は還付

<対象期間 6/1~9/30>

- ・5/25 に国が新たに示した入場人数の制限等を受け、3施設(レクザムホール(県民ホール)大・小ホール、サンメッセ香川 大・小展示場、サンポート高松交流拠点施設 かがわ国際会議場・展示場)の利用をキャンセルする場合について、キャンセル料は不要とし、既納の使用料・利用料金は還付

(4) 休業要請等への協力促進

- 緊急事態措置として県が行う休業要請等に応じて協力する事業者に対して協力金を支給することを公表(4/22)

商工労働部

- ・休業要請・協力金コールセンターの設置(4/23~6/12)
- ・「香川県感染拡大防止協力金」の申請受付(5/7~6/12)

支給実績 5,848件 9億3,550万円(7月30日現在)

(5) 情報発信

- 新型コロナウイルス感染症に関する情報のページを設置

総務部

- ・県ホームページのトップにバナーを設置し、県民や事業者に対する支援制度等、必要な情報をまとめて紹介(2/28~)
- ・県のホームページで、多言語による新型コロナウイルスに関する情報提供や多言語によるコールセンター、外国語対応可能な医療機関検索サイトなどを紹介するとともに、

情報提供等を行っていることを外国人技能実習生に対して周知するよう、県内外国人技能実習生監理団体に依頼（2/19～）

- ・県のホームページに支援制度や取組の一覧を掲示（5/12）
- ・家庭でのマスクの捨て方など、廃棄物処理における留意点についてホームページに掲載（4/8）
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を掲載

環境森林部

健康福祉部

総務部

○知事記者会見の動画配信等

- ・知事が行う記者会見等においてバックシートを掲示し、感染拡大防止を呼びかけ（3/23～）
- ・新型コロナウイルス感染症の情報を聴覚障害者の方にも分かりやすく伝えるため、手話通訳を導入（4/13～）
- ・臨時記者会見の様態を動画で配信（4/14～）
- ・臨時記者会見の様態をインターネット上でライブ配信（5/5～）
- ・新型コロナウイルス対策本部会議の様態を動画で配信（第17回・6/1～）
- ・「ストップ！コロナ差別」の知事メッセージ動画を配信（7/22～）

○県民向けの広報（1/24～）

総務部・健康福祉部

- ・県広報誌（4月号～）、県政テレビ、ラジオ、SNS（ツイッター、フェイスブック、ユーチューブ）、メールマガジンなどによって広く県民向けに情報発信
- ・県広報誌5・6・7・8月号に新型コロナウイルスの特集ページを掲載するとともに、6月号では支援制度や取組みの一覧を全戸配布（Web版は5/12先行公開）
- ・知事からのメッセージ動画の配信（4/22、5/5、5/26、7/15、7/22）
- ・岡山県・香川県・テレビ7局 緊急共同キャンペーン（4/28～5/31）
- ・ラジオCMによる大型連休中の外出自粛呼び掛け（5/2～6）
- ・地元紙に県民向けの情報を掲載（3/15、4/11、4/24、5/2、5/5）
- ・大型連休における県民への外出自粛要請を「防災情報メール」及び「防災アプリ」で配信（5/1）
- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針」を策定し、災害時の感染症対策について県内市町や県民等に周知（6/15）
- ・事業者向けの支援制度一覧を更新し県内商工団体等へ配付（7/14、7/30）

危機管理総局

危機管理総局

商工労働部

○SNSによる新型コロナウイルス感染症に関する情報の発信

健康福祉部・政策部・総務部

- ・香川県LINE公式アカウント「香川県 新型コロナ対策パーソナルサポート」を開設し、相談・問合せ対応（3/27～）
- ・Twitter・Facebookでの情報発信（1/24～）

○各団体等への情報提供

<NPO・ボランティア>への情報提供（2/28～）

政策部

- ・県ホームページ「NPO・ボランティアのページ」で内閣府からの情報を掲載

<消費生活センターにおける情報発信と相談対応>

危機管理総局

- ・センターのホームページにおいて、悪質商法等に関する消費者庁や国民生活センターからの注意喚起情報を掲載するとともに、随時、マスク等に関する消費生活相談に対応

<ペット>を触った際の注意点に関する対応周知（3/10）

健康福祉部

<食品製造業者>に対して、一般的な衛生管理の実施徹底を周知（3/17）

健康福祉部

<高齢者施設・事業所等>に対して

健康福祉部

- ・感染拡大防止対策を周知（3/13）、また、香川県感染警戒宣言（5/18）、感染予防対策期における感染防止対策（5/28）を周知し、あわせて感染防止に係る職員・利用者・

家族の協力を依頼

・県内高齢者入所施設での感染者発生を受け、改めて感染防止対策の徹底、発生時の対応手順の確認など注意喚起 (7/17)

・家で過ごす高齢者が健康を保つためのポイントを紹介するポスターやリーフレットを作成・配布するとともにホームページに掲載 (5/7～)

＜児童福祉施設等＞に対して

健康福祉部

・感染拡大防止対策を周知(4/16)

・香川県緊急事態宣言、緊急事態措置等について周知(4/21、5/7) さらに、香川県感染警戒宣言について周知(5/18)、感染予防対策期のお願について周知(5/29)、「感染予防対策期」の対策について周知(6/2)

・感染防止対策の一層の徹底について周知(7/15)、「感染警戒期」の対策について周知(7/20)

＜保育所、放課後児童クラブ＞に対して

健康福祉部

・臨時休業に係る状況を把握し公表(4/24、5/22)

＜社会福祉施設＞に対して

健康福祉部

・感染拡大防止の徹底、利用者本人・家族の協力を依頼(4/15、4/16)

＜障害福祉サービス等事業所＞に対して

健康福祉部

・香川県感染警戒宣言等に伴う対応について周知(5/18)、新型コロナウイルス感染症予防対策期における協力について(5/28)、新型コロナウイルス感染防止対策の一層の徹底について周知(7/17)

＜放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所＞に対して

・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための放課後等デイサービス事業所等の対応について周知(4/9、4/13)

・新型コロナウイルス感染症防止のための保育施設等の利用について周知(4/20、5/5)

○県内宿泊施設への影響に関する調査の結果を公表

交流推進部

(3月、4月、5月、6月末時点)

(6) 県職員に係る感染予防対策

○県職員への対応

総務部

＜勤務体制＞

・健康状態により罹患した場合の影響が大きい職員の在宅勤務の募集(2/27・4/22)

・従来(育児・介護)の在宅勤務の実施頻度の上限撤廃(4/17)

・県職員の時差出勤の開始(2/27～)

・感染拡大地域からの帰県日の翌日から起算して14日経過するまでの間、新規採用職員は在宅勤務、異動職員は対人接触を回避(4/1～)

・「香川県緊急事態」宣言等を踏まえた感染拡大地域との不要不急の往来自粛等を要請(4/14、4/20、5/18、5/26、7/17に、各対策期に応じた通知)

・本庁における執務スペースの分散化(東館8階・本館13階の活用)の開始(4/20～)

・休憩時間の弾力的運用の開始(4/21～)

・県内の5出先機関に臨時のサテライトオフィスの設置(4/23)

・全職員を対象としたテレワーク用パソコンの短期貸与の開始(5/11)

・東京事務所について、所長又は副所長と職員2名が交代で出勤し、他の職員は在宅勤務(4/9～5/25)、約半数の職員が在宅勤務(5/26～6/5)、一人あたり週1日在宅勤務

(6/8～6/12)

- ・大阪事務所について、所長又は副所長と職員1～2名が交代で出勤し、他の職員は在宅勤務(4/9～5/24)、2班の勤務体制へ移行(5/25～6/5)

<衛生管理の徹底通知>

- ・職場の状況に応じた感染防止対策、通勤時等における感染防止行動、感染者が発生した場合の対応等について通知(4/8(本通知を県内市町にも参考送付)、香川県感染警戒宣言、感染予防対策期移行を踏まえ、それぞれ改めて周知5/20、5/27)
- ・引き続き徹底した外出自粛や「新しい生活様式」など、職場における感染防止対策の徹底について通知(5/8、相談・受診の目安の改訂について周知5/12)
- ・健康相談コールセンターの設置(5/20)
- ・各所属長に対し、本庁舎で感染者が発生した場合におけるの消毒作業等を円滑に実施するための本庁舎消毒マニュアルの策定・通知、通勤時や職場において、咳エチケットとしてのマスク着用を徹底するよう通知(4/22)
- ・感染警戒期に県外に移動した場合の帰県後の行動記録について情報提供(7/21)

○県立学校教員等への対応

教育委員会

- ・時差出勤の開始(2/28～)、時差出勤の勤務時間帯の拡充(4/22)
- ・県の新規採用教職員及び感染拡大地域からの異動教職員への対応(4/1～)、状況に応じて、在宅勤務や自宅待機とする。
- ・県立学校教員の在宅勤務の実施(4/17～5/31) 県立学校教員を3グループに区分し、各グループが日替わりで出勤し、出勤しない日は在宅勤務とする。
- ・緊急事態宣言に伴う外出自粛要請、感染拡大地域往来職員は帰県後2週間程度の在宅勤務

○県立病院職員への対応

病院局

- ・病院局の新規採用職員、初期臨床研修医及び転入医師について、対応感染拡大地域からの帰県日の翌日から起算して14日経過するまでの間、新規採用職員及び初期臨床研修医は在宅勤務、転入医師は自宅待機(4/1～)
- ・緊急事態宣言に伴う外出自粛要請など職員の健康管理を徹底するとともに、国内外の感染拡大地域を訪問した者は帰県後2週間程度の自宅待機の後に勤務させるなど、院内感染防止を徹底。
- ・職員健康管理センター(中央病院)の設置など職員の健康管理、メンタルヘルスサポートを充実
- ・時差出勤やテレワークの導入、受付や職員間の仕切り設置

○警察本部職員への対応

警察本部

- ・在宅勤務・サテライトオフィス勤務の導入(4/15～)
- ・職員及び家族に対し、県外への不要不急の外出自粛、遊興施設や遊戯施設、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を呼びかけ(4/23～6/18)
- ・新しい生活様式の定着を前提とした感染リスクを軽減する対策の継続

V 県の取組みについて

2 雇用の維持・事業継続への対応

○相談窓口での対応

商工労働部

- ・中小企業対策相談窓口、労働相談窓口等で相談に対応
- ・公益財団法人 かがわ産業支援財団に新型コロナウイルス関連経営相談窓口を設置 (5/7～)
※相談窓口とは別に、職員が県内事業者に対し、電話で事業継続等の施策を積極的に紹介するプッシュ型の支援を開始 (5/7～)
- ・雇用調整助成金等の申請に係る社会保険労務士による相談支援窓口を設置 (5/26～)

○資金面の支援

政策部・商工労働部

- ・セーフティネット保証4号・5号の指定
※信用保証協会による一般保証とは別枠の保証が利用可能
- ・経済変動対策融資の対象拡大 (3/10～)
- ・香川県中小企業振興融資危機関連融資の取扱い開始 (3/13～)、融資利率を引き下げ、融資金額8,000万円までは信用保証料ゼロ (5/1～)
融資実績 216件 12,008,000千円 (7月29日現在)
- ・「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱い開始 (5/1～)、融資金額の上限を4,000万円に引き上げ (6/15～)
融資実績 7,342件 127,211,292千円 (7月29日現在)
- ・事業の継続を応援するための「香川県持続化応援給付金」の創設 (コールセンターの設置 6/2～ 受付期間 6/2～3/1)
給付実績 13,605件 2,721,000千円 (7月30日現在)
- ・前向きに創意工夫を凝らして挑戦する県内事業者を支援するための「香川県前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金」の創設 (コールセンターの設置 7/1～8/13 受付期間 7/14～8/13)
- ・家賃負担を軽減するための「香川県家賃応援給付金」の創設 (コールセンターの設置 7/30～ 受付期間 7/30～3/1)

○雇用面の支援

商工労働部

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業により、労働者の雇用維持を図ろうとする事業主に対する「香川県緊急雇用維持助成金」の助成 (4/1～)
- ・テレワーク導入促進助成金の募集開始 (受付期間 5/1～11/30)

○農林・畜産・水産業への支援

農政水産部・環境森林部

- ・農業・畜産・水産の各関係者に対し、国の融資制度や感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する国の基本的なガイドラインなどをメールや県ホームページ掲載等で周知 (3/18～)
- ・県産花きの利用等を県ホームページ等で呼びかけ、県産花きの展示イベント等の実施 (4/13～)
- ・国の「経営継続補助金」や「高収益作物次期作支援交付金」について、JA香川県等と連携して、計画書の作成等を支援
- ・林業事業者・木材事業者に対し、国の融資制度や従業員等が感染した場合の業務継続に関するガイドラインなどを周知 (4/15)

○建設業等への支援

土木部

- ・県発注の公共工事等の受注者から申出がある場合、工事等の一時中止や設計図書等の変更を行うとともに、必要に応じて請負金額等の変更、工期・履行期間の延長を実施 (2/28～)
- ・県発注の公共工事の中止措置等に伴い、受注者の資金繰りに支障が生じることのない

よう、中間前金払いを迅速かつ円滑に実施 (3/13～)

- ・県発注の公共工事等の受注者が追加で費用を要する感染拡大防止対策 (マスク、消毒薬等) を行う場合、その費用について請負代金等を変更 (5/13～)

○港湾施設を使用する事業者等への支援

土木部

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、港湾施設使用料等の納付が困難である事業者等からの申請に基づき、無担保・延滞金なしで1年間、港湾施設使用料等の納付を猶予 (5/15～)

○観光・宿泊・旅行事業者への支援

交流推進部

- ・旅行者の更新登録の際の弾力的な運用 (令和3年3月申請分まで)
- ・「香川県観光・宿泊施設等感染症拡大防止対策支援事業補助金」の創設 (受付期間: 7/14 ~11/30)
- ・香川県民限定宿泊助成 (6/19~7/31)、対象を当面四国4県にお住まいの方に拡大 (8/1 ~1月末までの予定)

○公共交通事業者への支援

交流推進部

- ・「香川県公共交通機関感染拡大防止対策費補助金」の創設 (受付期間: 7/14 ~10/30)

○文化芸術活動への支援

文化芸術局

- ・新しい生活様式のもと、県内で行われる文化芸術活動を支援 (募集期間: 7/14~8/13)
- ・県のイベント開催制限の段階的緩和の方針に沿いながら、県内の活性化を目指しレクザムホール (県民ホール) 大・小ホールを活用したイベントを主催する者に対して補助 (6/1~制限緩和まで)

○ふるさと納税による事業者の支援

政策部

- ・ポータルサイト運営会社の「新型コロナウイルス被害事業者向け支援プロジェクト」による返礼品の追加 (3/13～)

○ふるさと納税による医療対策支援

政策部

- ・ポータルサイト運営会社の「新型コロナウイルス医療対策支援寄付」の受付開始 (5/29～)

○新型コロナウイルス感染症対応従事者 (医療従事者、介護従事者、障害福祉サービス従事者) に対する慰労金の申請受付開始 (7/27～)

健康福祉部

V 県の取組みについて 3 生活支援

- 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付を実施(3/25～) **健康福祉部**
申請件数 4,553 件、申請金額 1,210,930 千円、
貸付決定件数 4,333 件、貸付決定金額 1,129,310 千円 (7月29日現在)
- 県税の特例措置等について、「県税の専用ページ」を設けてホームページで広報 **総務部**
- ・個人県民税及び個人事業税の申告期限を4月16日まで延長(3/13)。その後、4月17日以降であっても柔軟に対応(4/7)
 - ・法人県民税及び法人事業税の申告納付期限について、新型コロナウイルス感染症の影響が止み、申告書の作成・提出が可能になる時点まで延長(4/17)
 - ・自動車税(種別割)の申告にかかる課税上の特例の実施(3/18)
 - ・自動車税(種別割)の身体障害者等減免(新規)の申請期限について、6月26日まで延長(5/7)
 - ・不動産取得税の軽減等を受ける場合の申告について、感染拡大防止の観点から郵送を勧奨(4/17)
 - ・窓口納付以外の県税の納付方法(Pay-easy(ペイジー)・クレジットカード等)を勧奨(5/7)
 - ・県税の納税が困難な方へ、「徴収猶予の特例制度(無担保・延滞金無しで1年間徴収を猶予)」が創設されたことを周知するための広報用チラシを窓口等で配布(5/11)
- 猶予実績 徴収猶予の特例 289件 301,813千円
換価の猶予 605件 36,243千円 (7月28日現在)
- 運転免許更新等にかかる新型コロナウイルス感染症対策について **警察本部**
- ・新型コロナウイルスへの感染やその恐れを理由に運転免許証の更新を受けることができない・できなかった場合の措置を実施
- 県営住宅の家賃の減額及び徴収猶予 **土木部**
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した県営住宅入居者に対し、状況に応じて家賃の減額及び徴収猶予
- 県営住宅の提供 **土木部**
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による解雇等により、住宅の退去を余儀なくされる方に対し、県営住宅を提供(4/24～)
- 水道料金支払いの実質的猶予(香川県広域水道企業団での対応) **政策部**
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に水道料金の支払に困難を来している方を対象に、給水停止措置の当面見送り(3/26～)
- 修学継続支援 **政策部・総務部・教育委員会**
- ・香川県大学生等奨学金及び香川県高等学校等奨学金の返還猶予制度の周知
 - ・新型コロナウイルス感染症に影響による家計急変世帯の教育費負担を軽減(高校授業料、高校授業料以外の教育費、私立中学授業料)
 - ・県の奨学金等を利用している学生が修学の継続が困難とならないよう大学生等応援給付金を支給(311件 17,670千円(7月31日現在))

VI 予算措置

- 令和元年度2月の補正予算にて、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費(3百万円余)を計上(3/18)
- 新型コロナウイルス感染症に関する当面の緊急対策に係る経費について、令和元年度補正予算を専決処分(281百万円余)(3/24)
- 令和2年4月臨時会にて、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算(4,202百万円余)を計上(4/30)
- 6月補正予算(3,010百万円)を専決処分(6/1)
- 令和2年6月定例会にて、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算(17,869百万円余)を計上(7/13)

県内経済等への影響について（商工労働部）

- 国が設置した県内の相談窓口（※15 か所）における相談件数
 - ・ 合計 25,114 件（7月30日まで）
（※四国経済産業局、日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）、
商工中金、信用保証協会、6商工会議所、商工会連合会、中小企業団
体中央会、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構）
- 商工労働部の中小企業対策相談窓口における相談件数
 - ・ 合計 208 件（7月30日まで）
 - ・ 飲食業が最も多く、次いでサービス業、小売業・建設業と続いている。
- 公益財団法人 かがわ産業支援財団の新型コロナウイルス関連経営相談窓口にお
ける相談件数
 - ・ 合計 396 件（7月30日まで）※新たな相談窓口として5月7日に設置
（財団では、相談窓口とは別に、職員が県内事業者に対し、電話で事業継続等の
施策を積極的に紹介するプッシュ型の支援にも取り組んでいる（合計 1,837 件
（7月30日まで）
- 香川労働局の特別労働相談窓口等における相談件数
 - ・ 合計 10,272 件（7月29日まで）
 - ・ 主には雇用調整助成金の特例措置など国の助成金に関する内容。
- 商工労働部の労働相談窓口等における相談件数
 - ・ 合計 1,007 件（7月30日まで）
 - ・ 労働相談 11 件、緊急雇用維持助成金 724 件、テレワーク導入促進助成金 272 件
- 休業要請・協力金コールセンターにおける相談件数
 - ・ 合計 8,928 件（4月23日～6月12日）
- 持続化応援給付金コールセンターにおける相談件数
 - ・ 合計 2,865 件（6月2日～7月30日）
- 家賃応援給付金コールセンターにおける相談件数
 - ・ 合計 25 件（7月30日分（同日開設））

- 雇用調整助成金等の申請に係る社会保険労務士による相談窓口における相談件数
 - ・合計 49 件（5 月 26 日～7 月 30 日までの火曜日及び木曜日（19 日間））

- 休業要請協力金の状況
 - ・申請 6,160 件（5 月 7 日～6 月 12 日（消印有効））
 - ・支給 5,848 件、935,500 千円（7 月 30 日まで）
 - ※8 月 7 日までに全件支払完了予定（5,850 件、935,800 千円）

- 持続化応援給付金の状況
 - ・申請 14,778 件（6 月 2 日～7 月 30 日）
 - ・支給 13,605 件、2,721,000 千円（7 月 30 日まで）
 - ※その他 989 件は、給付手続済（8 月 5 日までに随時支払予定）

- 緊急雇用維持助成金の状況
 - ・支給決定 39 件、約 402 万円（7 月 30 日まで）

- 融資の状況
 - <新型コロナウイルス感染症対応資金>
 - ・融資の申込み 7,342 件、127,211,292 千円（7 月 29 日まで）
 - <危機関連融資>
 - ・融資の申込み 216 件、12,008,000 千円（7 月 29 日まで）

- 「新型コロナウイルス」関連倒産
 - ・4 件（4 月 14 日自己破産申請・5 月 18 日破産手続開始、手袋用資材の卸売業）
 - （4 月 22 日までに事業停止・自己破産申請準備、旅館・仕出業）
 - （5 月 8 日までに自己破産申請・6 月 3 日破産手続開始、札所巡拝用品販売）
 - （6 月 23 日破産手続開始、旅館運営、ブライダルサービス）

新型コロナウイルス感染症による影響について（交流推進部）

1 観光関係

○ 入込客数

- ・ 主要観光地入込客数：6月 182,786人、対前年比 43.2%
※栗林公園：20,376人、40.1% 屋島：16,686人、49.6%
琴平：103,000人、40.2% 小豆島：42,724人、51.5%

○ 観光業

- ・ 延宿泊者数：4月 69,100人、対前年比 18.2%
（うち外国人延宿泊者数 1,640人、対前年比 2.6%）
- ・ 県内宿泊施設への影響に関する調査：（※115加盟施設のうち75施設から回答）
香川県ホテル旅館生活衛生同業組合が実施した6月末時点の調査によると、
宿泊人数及び前年同月比については、6月の実績は 43,183人泊で約 25.7%、
7月の予約状況は 55,615人泊で約 27.5%
- ・ 高松港へのクルーズ客船寄港回数（令和2年）：寄港予定 17件のうち中止 16件

2 交通関係

○ 航空

- ・ 羽田線利用者数：6月 17,523人、対前年比 16.1%
- ・ 那覇線利用者数：6月 0人、対前年比 0.0%
- ・ ソウル線利用者数：6月 0人、対前年比 0.0%
- ・ 上海線利用者数：6月 0人、対前年比 0.0%
- ・ 台北線利用者数：6月 0人、対前年比 0.0%

○ 鉄道

- ・ JR四国
全列車運行再開（7/1～）、観光列車運行再開（7/4～順次）
運輸取扱収入：6月 1,248百万円、対前年比 47.8%
- ・ ことடன்
運行本数（7/1～）：平日▲54本（382本→328本）対前年比 85.9%
休日▲51本（323本→272本）対前年比 84.2%

○ 船舶

- ・ 高松港定期船舶乗降人数：6月 93,452人、対前年比 49.7%
- ・ 高松港海上出入貨物量：6月 467,270t、対前年比 95.8%

○ その他

- ・ 瀬戸大橋通行台数：6月 17,398台（日平均）、対前年比 83.2%
- ・ 高速バスの一部運行再開（6月～順次）

新たな流行シナリオを踏まえた香川県の患者推計

◎推計の前提条件

- ① 推計モデル 「高齢者群中心モデル」
- ② 実効再生産数 「1.7」
- ③ 社会への協力要請を行うタイミング

基準日(人口10万人当たりの週平均新規感染者数が2.5人となった日 香川県の場合25人)

から「1日後」



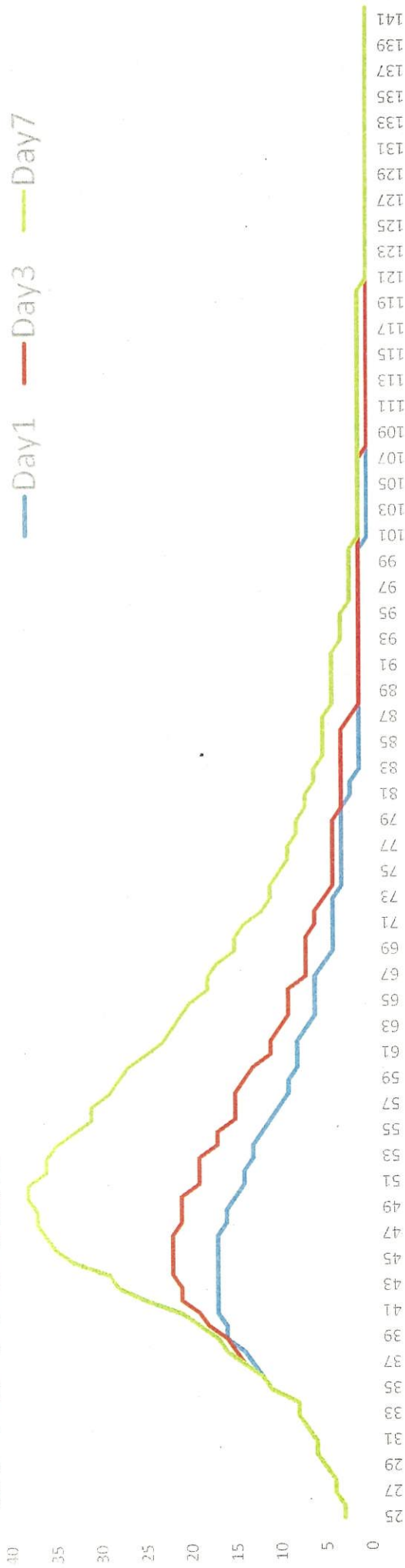
■ ピーク時の療養者数

	全療養者数	うち、入院患者数	うち、重症患者数	1日最大新規感染者数
人数	227	154	22	17
※(日数)	(51日)			(41日)

※1人目の新規感染者の報告の2週間前からの日数

社会への協力要請を行うタイミング

◎タイミングによる変化



◎これまでの本県の状況



新たな推計に基づく病床確保計画

これまでの確保病床数	新たな確保病床数
------------	----------

163床 (うち、重症者15床)

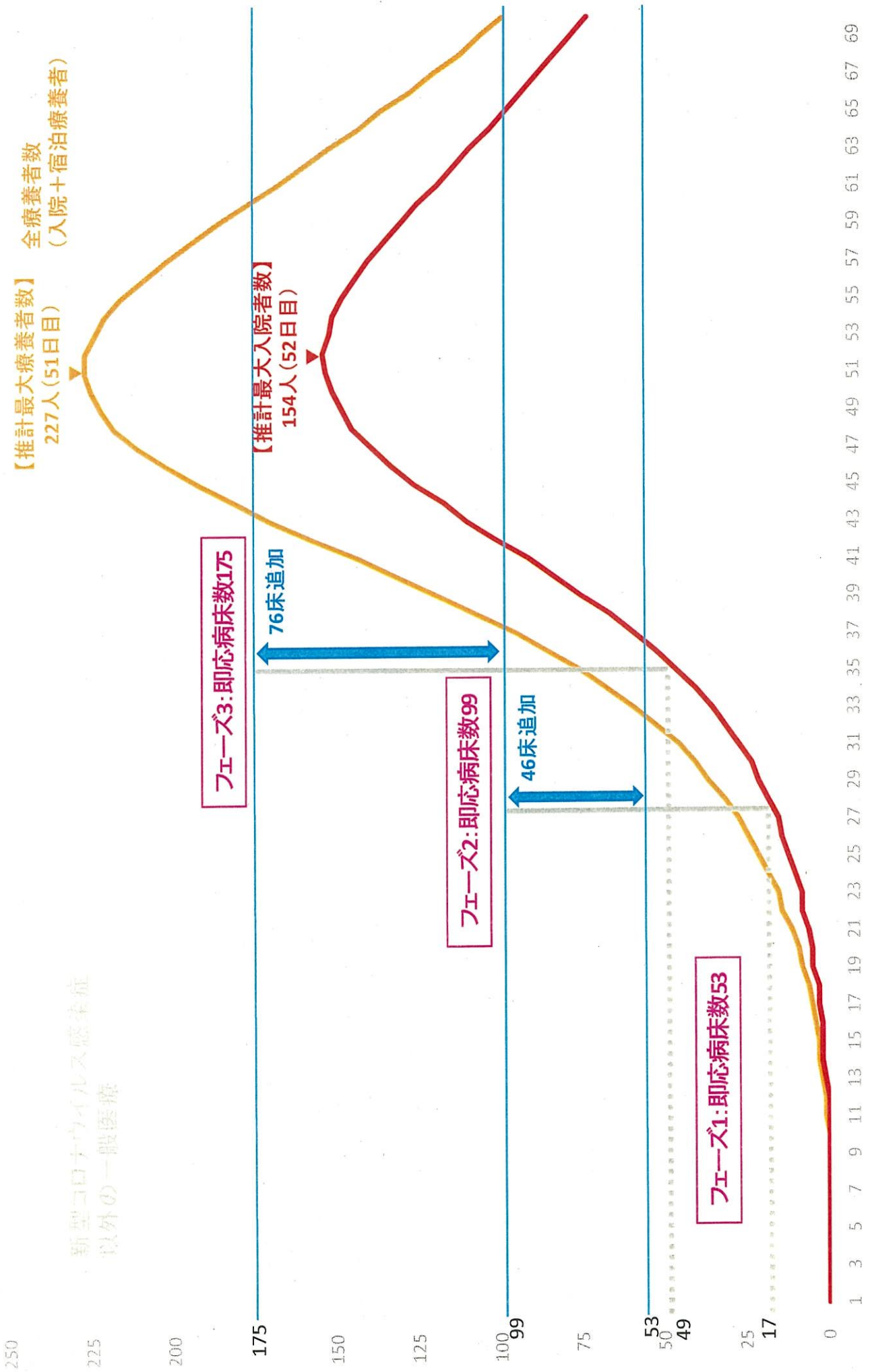
175床 (うち、重症者22床)

段階的な病床の確保

フェーズ	※即応病床(計画)数		フェーズ移行時の入院患者数		宿泊療養施設		療養可能数 ①+③	療養者数 ②+④
	即応病床 計画数①	うち重症患者 者用	入院患者 数②	うち重症者 数	居室数 ③	療養者数 ④		
1 (準備期)	53	6	17	2	101	10	154	27
2 入院患者数がフェーズ1の 即応病床の1/3を超える	99	13	49	7	101	26	200	75
3 入院患者数がフェーズ2の 即応病床の1/2を超える	175	22	154	22	101	73	276	227

※ 即応病床数・・・患者の発生・受入れ要請があれば、即時に患者受入れを行う病床数

段階的な確保のイメージ



新たな患者推計を踏まえた検査体制について

1. 検査需要

ピーク時需要

根拠

- 1日最大新規感染者数 17人
- 香川県の最多感染時の陽性率 11%
- 香川県の1人当たり濃厚接触者数 9人
($17 \div 11\% + 17人 \times 9人 = 308件$)

308件/日

2. 検査分析の状況

(件/日)

現状 最大(ピーク時)

検査能力(合計)	290	633
環境保健研究センター	144	297
民間検査機関	106	146
医療機関等	40	190

感染警戒期における対策について

令和2年7月17日

令和2年7月31日改正

○対策期間：8月1日（土）～8月21日（金）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

(1) 外出について

- 不要不急の県外への移動については慎重に検討するよう協力要請。県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
 - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
 - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
 - 別添1（省略）：業種別ガイドライン
 - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請。また、新たに行動履歴を確認できる仕組みを検討
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

(2) 新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
 - 別添2（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
 - 別添3（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」（省略）
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 国の推奨を踏まえ、新しい生活様式や各種ガイドラインに沿って行われるものを除き、大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請
 - 別添1（再掲）：業種別ガイドライン
 - 別添4（省略）：今後における適切な感染防止対策
- 感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請
 - 別添5（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請
- 出勤した場合には、座席間隔の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すこと

を協力要請

- 時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

- 催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請
協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添6：催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添7（省略）：催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

- 適切な感染防止対策を講じた上で、開館

5. 観光振興

- 観光振興については、まずは、四国4県から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、対象地域等を適宜見直す。

6. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的な移動を伴うもの)		お祭り・野外フェス等 地域の行事	
			全国的・広域的			
【移行期間】 ①の期間 ～6月18日	○ 【100人又は50% (注) (屋外200人)】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	×	△ 【100人又は50% (屋外200人)】 *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可	
②の期間 ①の期間から 約3週間後 (6.19～7.9)	○ 【1,000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1,000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○	○ 【無観客】(ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可	
③の期間 ②の期間から 約3週間後 (7.10～7.31)	○ 【5,000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○	○ 【5,000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	○ 【5,000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5,000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○	○ 【5,000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	×	

(注)・屋内は人数上限と収容人数の50%のどちらか小さい方を限度。屋外にあっては十分な間隔(できるだけ2m)を確保
 ・ただし、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の50%程度以内という基準を用いる。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保という基準を用いる。
 ・9月以後の取扱いについては、今後検討

LINEを活用した追跡システム (イメージ)

利用者に訪問する店舗やイベントでQRコードをを読み込んでもらうことで、その人の訪問履歴を蓄積 (任意での依頼) 新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該感染者が訪問した店舗・イベントに同日訪問した人に対して通知する



学校における対応について

学校における感染拡大防止の徹底等を図るため、8月1日から当面の間、次のとおり対応する。

記

1 感染症予防対策の徹底について

香川県では、8月1日以降も、感染警戒期に位置づけ、対策を継続することとなったことから、再度、各県立学校及び各市町教育委員会等に対して、感染症予防対策を徹底するとともに、不要不急の県外への移動は慎重に検討をするよう文書で通知する。

2 部活動の宿泊を伴う活動や県外遠征等について

8月1日からの宿泊を伴う活動や県外遠征等（県外大会参加及び県外からの選手・チームの招へいを含む）の実施に当たっては、各県立学校長に対し、次の点に留意して実施するよう要請する。

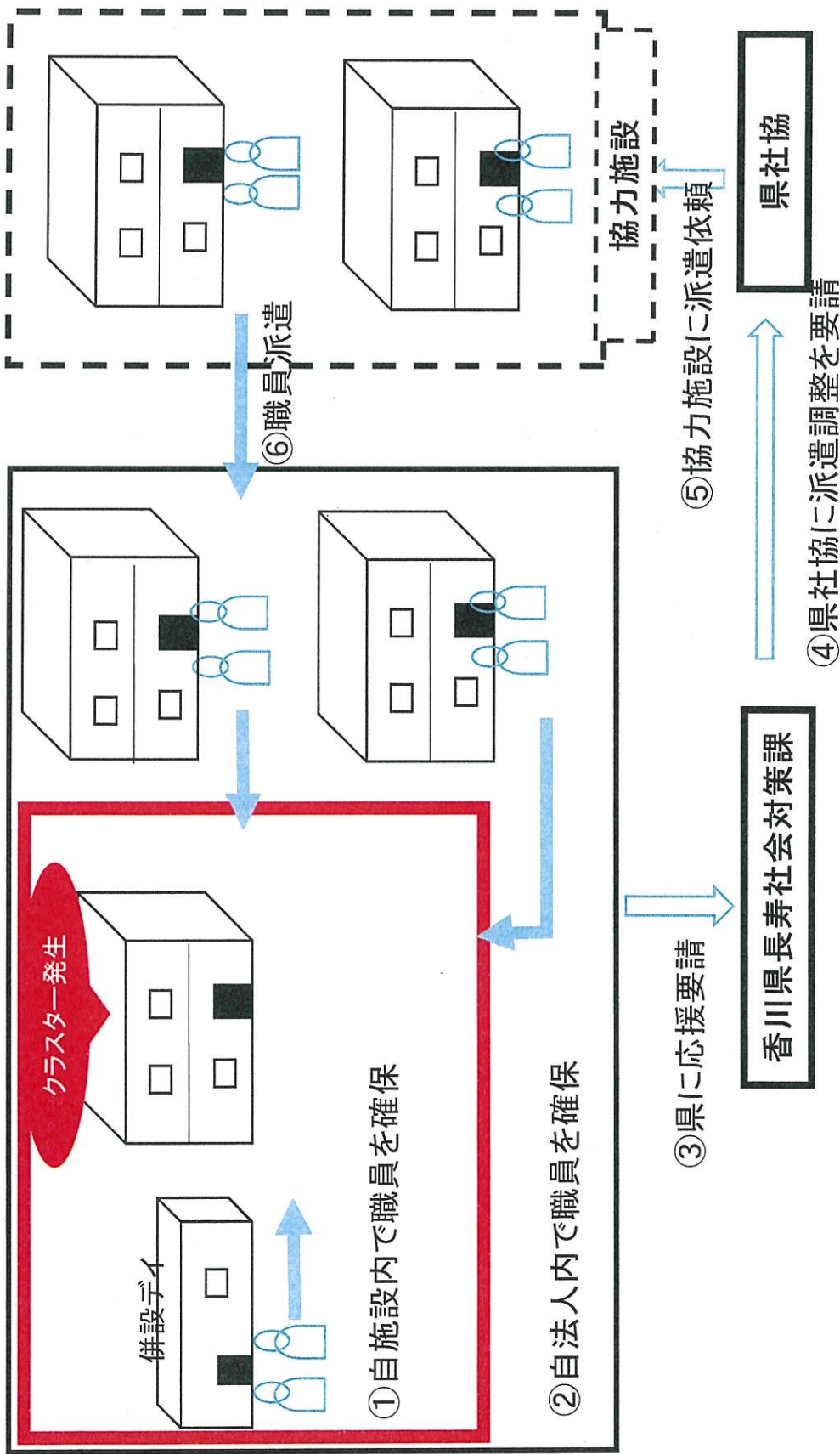
- ・ 宿泊を伴う活動や県外遠征等を計画する場合は、県内や県外の最新の感染状況を踏まえ、部活動顧問のみでこれらの実施を決定するのではなく、学校長が実施計画を十分確認した上で判断し、決定すること。
- ・ 会場への移動時や宿泊時、会場での更衣等、活動以外の場面も含め、徹底した感染防止対策を講じること。
- ・ 活動前後における交流会や懇親会等への参加については、厳に慎むこと。
- ・ 活動の参加については、本人及び保護者の意思を尊重すること。



高齢者施設における施設間応援

【方針】

- 入所施設でクラスターが発生した場合は、まずは発生施設、次に法人内の職員で対応する。
- それでも不足する場合に、県に応援要請をし、登録された協力施設から応援職員を派遣する。
 ※事業所の職員派遣に係る費用(人件費、旅費、宿泊費)、登録された協力施設から応援職員を派遣する
 ※派遣調整に係る費用を委託する場合は、緊急包括支援金(介護分)の活用が可能





新型コロナウイルス感染症

感染警戒期における対策

8/1(土)~8/21(金)

県民の皆様へのお願い

外出について

- ・ 県外への不要不急の移動は慎重に
(県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を)
- ・ 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えて
- ・ 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えて
- ・ 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA)」のインストールを

新型コロナウイルス感染症

感染警戒期における対策

8/1(土)~8/21(金)

事業者の皆様へのお願い

店舗・事業所での感染防止対策について

- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドラインなどに基づき、感染防止対策を徹底
- ・感染防止対策を徹底していることを示す様式を店舗・事業所に掲示
- ・在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの活用による出勤者数の低減
- ・執務オフィスの分散や、座席間の間隔の確保
- ・時差出勤などによる、人との接触を低減する取組みを推進
- ・保健所の調査に協力を